

宮城県監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成15年 3月28日

宮城県監査委員 渡邊和喜
宮城県監査委員 坂下康子
宮城県監査委員 渡邊達夫
宮城県監査委員 日向則子

記

1 監査委員の報告日

平成15年 2月10日

2 通知のあった日

知事	平成15年	2月25日
知事	平成15年	3月6日
知事	平成15年	3月6日
知事	平成15年	3月11日
知事	平成15年	3月12日
知事	平成15年	3月14日
知事	平成15年	3月14日
知事	平成15年	3月17日
教育委員会委員長	平成15年	3月11日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 宮城県土地開発公社

イ 監査委員の報告の内容

長期保有地については、利活用されたものがあるものの、なお未利用地が残っているため、一層の利用促進を図る必要がある。

ロ 措置の内容

県から直接処分を依頼した用地については、できる限り早期に処分するとともに分譲中の工業用地等については、更なる販売促進を図るよう指導した。

また、開発未着手の用地については、土地需要の状況、事業の採算性等を十分検討した上で計画的に事業に着手するよう指導した。

(2) 団体名 財団法人グリーンピア岩沼

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

ロ 措置の内容

予算超過支出については、予算を補正し、適正な執行に努めるよう当該財団を指導した。

(3) 団体名 財団法人みやぎ産業振興機構

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

ロ 措置の内容

予算超過支出については、精度の高い補正予算の編成や予備費の充用など適切な措置を講じるよう指導した。

(4) 団体名 社団法人みやぎ原種苗センター

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

ロ 措置の内容

必要に応じ補正予算を編成するなど、適正な予算執行を行うよう指導した。

(5) 団体名 社団法人宮城県畜産協会

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出並びに不適切な予算計上が認められたので、適切な予算執行並びに予算計上に努める必要がある。

ロ 措置の内容

公益法人会計基準に即し、適切な予算計上と予算に基づいた収入、支出の徹底を図るよう指導した。

(6) 団体名 社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

ロ 措置の内容

公益法人会計基準に即し、予算に基づいた収入、支出の徹底を図るよう指導した。

(7) 団体名 社団法人宮城県漁業無線公社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 公益法人会計基準に準拠した会計処理及び計算書類の作成・表示に努める必要がある。

(ロ) 累積する未収金の収納促進と発生防止に努める必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 今後の会計処理及び計算書類の作成・表示に当たっては公益法人会計基準に準拠したものとするよう指導した。

(口) 未収金の収納促進と発生防止に努めるよう指導するとともに、県からも未納者に対して未納利用料金等の納入を依頼した。

(8) 団体名 財団法人宮城県建設センター

イ 監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

ロ 措置の内容

公益法人会計は予算準拠主義となっていることから、予算額を上回って執行する場合には、所要の規定の整備を行い、当該手続きに基づき適正に執行するよう指導した。

(9) 団体名 宮城県住宅供給公社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 長期保有地の利用促進を図る必要がある。

(ロ) 賃貸宅地に係る未収金について、収納促進と発生防止に努める必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 長期保有地の利用促進の観点から、有効活用に向けて積極的な検討を行うよう指導した。

(ロ) 未収金の発生防止と多額の滞納者に対する法的措置を含めた収納促進に努めるよう指導した。

(10) 団体名 財団法人宮城県スポーツ振興財団

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

(ロ) 基本財産の固定資産計上額の誤りなど、計算書類の表示が適正に行われていないので改善する必要がある。

(ハ) 基本財産の運用において損失の発生が認められたので、適切な運用に努める必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 経理規程における予算の事前議決主義を遵守し、適正に会計処理を行うよう指導した。

(ロ) 平成14年度決算から公益法人会計基準及び経理規程に則った計算書類の表示に改めるよう指導した。

(ハ) 理事会において定めた基本財産運用内規に基づき、今後は安全確実な運用を図るよう指導した。